



別表1 (各種許可申請及び届出)

許可申請・届出等	提出先	提出者
建築物除却届	県知事(各建築行政窓口)	工事受注者
電灯、電力撤去申込	電力会社	市
自家用電気廃止申込	電力会社	市
※リサイクル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	(市)環境局産業廃棄物指導課	市
※リサイクル廃棄物の保管事業場の変更届出書	(市)環境局産業廃棄物指導課	市
電話機撤去申込	電話会社	市
水道使用中止届	水道局	市
ガス装置撤去申込	ガス会社	市
危険物貯蔵所廃止届	消防署	市
危険物仮貯蔵仮取扱届	消防署	工事受注者
圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	工事受注者
浄化槽廃止届	各区役所生活環境課	市
道路占用許可申請	道路管理者	工事受注者
特殊車両通行許可申請	道路管理者	工事受注者
道路使用許可申請	警察署	工事受注者
通行禁止道路通行許可申請	警察署	工事受注者
特定建設作業実施届	各区役所生活環境課	工事受注者
労働基準法に関する各種届出	労働基準監督署	工事受注者
労働安全衛生法に関する各種届	労働基準監督署	工事受注者
フロン類回収実績報告書	(市)監督担当課	工事受注者
建設リサイクル法の通知書等	(市)住宅都市局建築物安全推進課	市

別表2 (建設副産物の具体例)

建設副産物	建設発生土等	一般廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	建設発生土 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの	有 価 物 スクラップ等他人に有償で売却できるもの	事務所ごみ 現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物(図面、雑誌、飲料空き缶、弁当がら、生ごみ) 燃えがら 現場内焼却残渣物(事務所ごみ)	廃石棉等 飛散性アスベスト廃棄物(吹付石棉・石棉含有保温材・石棉含有耐火被覆板を除去したものと、石棉が付着したシート、作業衣等)
		安定型処分場で処分できるもの	安定型処分場で処分できないもの	
		分類	工率から排出される産業廃棄物の具体的内容	
		廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類	
		ゴムくず	天然ゴムくず	
		金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安棚くず、廃缶類	
		ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンがくず	
		がれき類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片	
		汚 泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態(コーン指数が概ね2k <sub>g</sub> f/cm <sup>2</sup> 以下、又は一軸圧縮強度が概ね0.5k <sub>g</sub> f/cm <sup>2</sup> 以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等	
		木くず	工作物の解体木くず(型枠、足場材等、内装建具工事等の残材)、伐根材・伐採材	
		紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず(包装材、ダンボール、壁紙くず、障子)	
		繊維くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる繊維くず(廃ウエス、織、ロープ類、畳、じゅうたん)	
		廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装	
		ガラスくず及び陶磁器くず、がれき	が付着・混入した廃容器・包装	
		金属くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、鉛板、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極	
		廃 油	アスファルト乳剤等の使用残渣(タールピッチ類)、防水アスファルト、重油	
		燃えがら	現場内焼却残渣物(ウエス、段ボール等)	
		廃PCB等	PCBを含有したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器	
		廃酸(pH2.0以下)	硫酸等(排水中和剤)	
		廃アルカリ(pH12.5以上)	六価クロム含有美化リチウム(冷凍機冷媒)	
		引火性廃油(引火点70℃以下)	揮発油類、灯油類、軽油類	

## III. 現場代理人及び技術者の適正配置について

## 1. 現場代理人の常駐義務について(該当事項○印)

- ・本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事であり他の工事への兼任は認められません。

※ 契約金額が4,500万円(建築一式工事:9,000万円)以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事です。ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとします。

- ① 請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間  
(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間

## 2. 監理技術者等の工事現場にける専任及び専任期間について

※ 監理技術者制度運用マニュアル(国交省)による

【最終改正 令和7年1月28日】

## 3. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者(主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐)については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日(開札日)以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

## 4. 専任特例2号の監理技術者(特例監理技術者)の配置について(該当事項○印)

- ・本工事は、専任特例2号の監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者)の配置は認められません。

- ・本工事は、次の要件に該当する場合、専任特例2号の監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者)を配置することができます。

- ① 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
- ② 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士(単価契約含む)でない場合

## IV. 施工体制の確認

## 第1条 施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

- (1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

(施工体制台帳)

施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。

(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)

- ① 施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
- ② 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

- (3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

## 第2条 施工体制の確認に関する点検

- (1) 抜き打ち点検  
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
- (2) 検査時における点検  
I 10. その他(10)で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

## 第3条 不備が発覚した場合の措置

- (1) 工事成績評定での減点措置  
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
- (2) 請負代金の支払い  
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
- (3) 悪質なケース  
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

## V. 公共事業労務費調査に対する協力

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出がえるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## VI. 設計変更にかかる取り扱い

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について  
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末)に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ① 設計変更額(2回以上変更がある場合はその合計額)が当初設計金額の20%を超えるもの
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの
- ③ 市議会の議決を得る又は市議会に報告する必要があるもの
- ④ その他上記に準ずる重要なもの

## VII. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用】(適用事項○印)

- ・地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合

1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
  - 1) 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、完成図等)と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及び重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。
  - 2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
  - 3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について

- 1) 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。
- 2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

- ・オールケーシング工事の場合

1. 作業中止の判断基準について
  - 1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。
  - 2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。
  - 3) 工事の施工中に上記1. 2.が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。
  - 4) 工事着手前に、上記1~3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

## VIII. 熱中症対策

受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料(カタログ・見積等)を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。

- (1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る)  
なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料(写真等)を監督員に提出すること。

## IX. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書

1. 快適トイレの試行  
受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。(12)~(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(屎処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等(トレイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用  
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議する。なお、運搬、設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用について別途計上は行わない。

## X. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

## XI. 工事情報共有システム

1. 発注方式について(該当事項○印)
  - ・発注者指定方式(発注者が工事情報共有システムを利用することを指定して実施)
  - ・受注者希望方式(受注者が工事情報共有システムの利用を希望する場合は協議して実施)
2. 費用補正について
  - 1) 発注者指定方式  
工期に応じて共通仮設費に積み上げ積算して、予定価格を作成している。工期に変更があった場合は、期間の増減に応じて設計変更する。
  - 2) 受注者希望方式  
工事情報共有システムの利用期間に応じて、増額変更する。
3. 指定システム  
電納ASPer(株)建設総合サービス

## XII. 週休2日工事

1. 週休2日工事の対象工事について  
本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。
2. 発注方式について(該当事項○印)
  - ・週休2日I型(受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須))
  - ・週休2日II型(受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須))
3. 費用補正について
  - 1) 週休2日I型の場合、「月単位の週休2日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成している。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「週単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
  - 2) 週休2日II型の場合、「通期の週休2日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正せず予定価格を作成している。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「週単位の週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。
  - 3) 補正係数は、「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。
4. その他
  - 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
  - 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 工事基準 > 週休2日工事)

R07.02.01 現場代理人及び技術者の適正配置に関する記載内容を変更  
R07.03.01 快適トイレの設置に関する記載内容を一部修正

工事名		
図面名	解体工事特記仕様書(2)	日付 令和
福岡市 局 部 課		No. 3

**XIII. 建設発生土 指定処分場**

本工事の残土は、〇〇〇〇に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。

- (1) 受け入れ場所  
住所：〇〇市〇〇区〇〇番地  
施設名称：〇〇
- (2) 運搬距離  
受入地までの運搬距離は、L=〇〇kmとする。

なお、これにより難い場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。  
また、受注者側の都合により上記に指定された処分先以外に搬入する場合は、施工承諾により、下記HP掲載の指定処分場または建設発生土リサイクルプラントの中から選択すること。  
(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 工事基準 > 建設副産物)

**XIV. 建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書**

- 1. 建設キャリアアップシステム活用工事について  
本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の対象工事である。  
実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。  
実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。  
(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 工事基準)

**XV. 猛暑による作業不能日数**

- 1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項〇印）
  - ・本工事は、猛暑による作業不能日数を〇日間見込んでいる。  
なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方\_福岡\_福岡地点におけるWBG値が3.1以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
  - ・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

**XVI. ウィークリースタンス・ワンデーレスポンス**

- 1. ウィークリースタンス  
本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。  
実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。
- 2. ワンデーレスポンス  
監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。  
ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

**XVII. 遠隔臨場**

- 1. 遠隔臨場の対象工事について  
本工事は受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。  
実施は、「福岡市営繕工事及び地質調査業務委託における遠隔臨場に関する実施要領」による。
- 2. 実施内容
  - 1) 「監督職員の立会い等」の実施  
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声 Web会議システム等を利用して配信し、「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で調整するものとする。
  - 2) 機器の手配  
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。  
これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。
  - 3) 費用  
遠隔臨場実施にかかる費用については、別途とする。
  - 4) 不正行為  
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

工事名		
図面名	解体工事特記仕様書（3）	日付 令和
福岡市 局 部 課		No. 4